

輪島市監査公表第33号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月18日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和2年1月21日（火） 教育委員会教育総務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年11月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○今年度は教育支援員や部活動指導員を増員し、教職員の負担軽減が行われていることは評価できる。今後も各学校の状況を把握し、各学校に応じた対応に努めていただきたい。

○各学校内における現金の取扱いについて関係者には慎重かつ正確な取扱いが求められるが、各学校長へ資金前渡などをしている就学援助費などの給付金や補助金の交付に関する業務が、学校事務職員の負担となっているのが現状である。業務の負担軽減のため、対象者への給付や交付を口座振込で行うことが出来ないか制度改正などの検討を行っていただきたい。

○学校における給食費の未収金については、食材の質・量の低下など運営に支障となり、児童生徒への影響も考えられることから、各学校と連携協議し早急に対策を行っていただきたい。

○各学校に保管されている理科実験用薬品について、使用が少量な薬品の保管量削減や不用薬品の処分などを行っていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。